

香川県水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県水道局管理規程第1号

香川県水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程
(香川県水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 香川県水道局企業職員の給与に関する規程(昭和43年香川県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(管理職手当) 第3条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当) 第8条 略</p> <p>(1)～(3) 略 (4) <u>所次長の職、主幹の職及び場長の職</u>(本庁の課長の職又はこれに相当する職以上の職に限る。)にある職員 7,000円</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>所次長及び主幹</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	略		<u>所次長及び主幹</u>	略	略		<p>(管理職手当) 第3条 管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当) 第8条 管理職員特別勤務手当の額は、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条の2の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超えるときは、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) <u>主幹の職及び場長の職</u>(本庁の課長の職又はこれに相当する職以上の職に限る。)にある職員 7,000円</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>主幹</u></td> <td style="text-align: center;">63,400円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	略		<u>主幹</u>	63,400円	略	
職	支給額																
略																	
<u>所次長及び主幹</u>	略																
略																	
職	支給額																
略																	
<u>主幹</u>	63,400円																
略																	

(香川県水道局組織規程の一部改正)

第2条 香川県水道局組織規程(昭和44年香川県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(所掌事務)
 第3条 略
(1) 県営水道事業の総合的な企画及び調整に関すること。
(2)～(11) 略
 2 略

(職の設置)
 第4条 略
 (1)～(5) 略
(6) 所次長
(7)～(15) 略

(所の職員)
 第8条 所に、所長、所次長及び課長を置く。
 2 略

(職務)
 第9条 略
2 所次長は、所長を補佐する。
3～6 略

(所掌事務)
 第3条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(10) 略
 2 略

(職の設置)
 第4条 職員の職は、次のとおりとする。
 (1)～(5) 略
(6)～(14) 略

(所の職員)
 第8条 所に、所長及び課長を置く。
 2 略

(職務)
 第9条 略
2～5 略

(香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部改正)

第3条 香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程（平成15年香川県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 代決 <u>所次長又は課長</u>が、一時、所長に代わって決裁することをいう。 (4) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 代決 <u>課長</u>が、一時、所長に代わって決裁することをいう。 (4) 略</p>

(5) 所次長 組織規程第8条第1項に規定する所次長をいう。

(6)・(7) 略

(委任)

第3条 略

(代決)

第6条 所長が不在のときは、所次長(所次長が不在のときは、主管課長)が所長の決裁することのできる事項を代決することができる。

別表第1 (第3条、第5条関係)

1～25 略

別表第2 (第4条関係)

1～13 略

14 所管工事以外の工事に係る20日以内の工事の施行の中止若しくはその解除又は20日以内の工期の延長を決定すること。

15～30 略

(5)・(6) 略

(委任)

第3条 別表第1に掲げる事項に係る権限は、所長に委任する。

(代決)

第6条 所長が不在のときは、主管課長(主管課長が不在のときは、あらかじめ所長が指定する課長)が所長の決裁することのできる事項を代決することができる。

別表第1 (第3条、第5条関係)

1～25 略

26 企業用財産の目的外使用のうち、水道引込管、ガス引込管、電柱その他これらに類するものの設置又は使用期間が1年以内若しくは使用面積が10平方メートル未満のものに係る承認又は許可

別表第2 (第4条関係)

1～13 略

14 用地の取得に関する契約及び物件の移転その他の損失補償に関する契約の締結

15 用地取得に伴う登記

16～31 略

32 公舎の使用の許可及びその取消し

33 公舎に主として使用者の収入により生計を維持する者以外の者を同居させることの承認

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。